

入札公告

次のとおり一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 3 年 4 月 16 日

島根県知事 丸山 達也

1 入札に付する事項

(1) 入札の内容

第 84 回国民スポーツ大会・第 29 回全国障害者スポーツ大会の開催に向けた
県立浜山公園周辺の輸送・交通等に関する調査業務

(2) 入札案件の詳細等について

「第 84 回国民スポーツ大会・第 29 回全国障害者スポーツ大会の開催に向けた
県立浜山公園周辺の輸送・交通等に関する基礎調査業務仕様書」（以下「仕
様書」という。）による

(3) 契約期間

契約締結日から令和 4 年 3 月 31 日まで

(4) 業務の対象区域

出雲市内

(5) 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費
税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、そ
の端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方
消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契
約金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載
すること。

(6) 納入場所

島根県環境生活部スポーツ振興課

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準備室

(7) その他

入札説明会は実施しない。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第 167 条の 4 第 1 項各号のい
ずれかに該当するものでないこと

(2) 島根県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること

(3) 施行令第 167 条の 4 第 2 号各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間

を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者を含む）でないこと

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）または同条第 2 号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと
- (5) 島根県が行う入札について、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成 23 年島根県告示第 454 号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと
- (7) この入札に係る入札説明書の交付を受け、令和 3 年 4 月 26 日（月）午後 5 時までに入札参加確認申請書（様式第 1 号）を島根県環境生活部スポーツ振興課国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準備室まで提出した者であって、入札参加資格を有すると島根県知事が認めた者であること。
- (8) 本社・本店を島根県内に有すること
- (9) 国土交通大臣より建設コンサルタント登録を受けた者で、建設コンサルタント業務等の契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成 13 年島根県告示第 272 号）第 3 条の規定により入札参加資格の認定を受け、平成 31 年・32 年島根県測量・地質調査・建設コンサルタント等有資格者名簿の「土木関係建設コンサルタント業務」に登録されている者であること
- (10) 上記の登録業務において、「都市及び地方計画」部門に係る技術士または R C C M の資格者を有していること

3 入札参加確認申請に係る提出書類

- (1) 入札参加申請書の提出場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒690-8501 島根県松江市殿町 1 番地 島根県庁東庁舎 2 階
島根県環境生活部スポーツ振興課
国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準備室
電話番号：0852-22-6097 F A X：0852-22-5636
- (2) 入札説明書の交付方法及び交付期間
令和 3 年 4 月 16 日（金）から同月 23 日（金）（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第 9 号）第 1 条に規定する休日を除く。）の午前 9 時から正午、午後 1 時から午後 5 時までの間、(1) の場所において交付する。
- (3) 入札参加確認申請書の提出期限
入札に参加を希望する者は、入札参加確認申請書を令和 3 年 4 月 26 日（月）午後 5 時までに持参または郵送（必着、書留郵便に限る）により、(1) に掲げる場所に提出すること

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時：令和3年4月28日（水）午前10時30分
- (2) 場所：島根県松江市殿町1番地 島根県庁東庁舎2階 201会議室
- (3) 開札：即時
- (4) その他：電子メール、ファクシミリ及び郵便による入札は認めない。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号。以下「会計規則」という。）第61条第1項の規定により入札者が見積もった金額の100分の5以上とする。
ただし、会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 契約保証金
会計規則第69条第1項の規定により入札者が見積もった契約金額の100分の10以上とする。
ただし、会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (4) 入札執行の取りやめまたは延期
不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、または天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、会計規則第61条の3第1項の規定により入札を取りやめ、または延期することがある。
- (5) 入札者が応じなければいけない事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に記載された期限までに必要な書類を提出し、資格の確認を受けなければならない。また、当該書類について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (6) 入札の無効
本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、その他会計規則第63条の各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。
- (7) 落札者の決定方法
会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (8) 契約書作成の要否
要する。
- (9) 不当介入への対応
入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県環境生

活部スポーツ振興課に報告するとともに警察に通報すること

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(10) その他

詳細は入札説明書及び仕様書による